

内閣府

○総務省令第二号

文部科学省

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三十一号）及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）第二十六条及び第四百四十六条の規定に基づき、地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年三月三十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

総務大臣 林 芳正

文部科学大臣 松本 洋平

地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令

総理府

地方公務員等共済組合法施行規程（昭和三十七年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

自治省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
<p>第六条 第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。</p> <p>一 短期経理 短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第一百八条第一項の規定による後期高齢者支援助金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援助金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等、子ども・子育て支援助法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項の規定による子ども・子育て支援助納付金並びに高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）</p> <p>〔二〇十三 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>（埋葬料及び家族埋葬料）</p> <p>第一百十二条 法第六十五条又は第六十六条の規定により埋葬料又は家族埋葬料の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項（組合員が死亡した場合には当該組合員の個人番号を除き、被扶養者が死亡した場合にあつては当該被扶養者の個人番号を除く。）を記載した埋葬料請求書又は家族埋葬料請求書に市町村長の埋葬許可証又は火葬許可証の写し（法第六十五条第二項の規定により埋葬料の支給を受けようとする者にあつては、これらの書類及び埋葬に要した費用の額に関する証拠書類）を添えて、組合に提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由がある場合には、死亡の事実を証明する書類又は法第四百四十四条の三十三第一項第二号の規定に基づき組合の委託を受けて地方公務員等共済組合法施行規則（昭和三十七年自治省令第二十号）第二条の十第二項第一号に掲げる事務を行う社会保険診療報酬支払基金が、地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、当該機構保存本人確認情報をもつて、埋葬許可証又は火葬許可証の写しにかえることができる。</p> <p>〔一〇六 略〕</p> <p>七 介護保険法による給付を受けていた者が死亡したときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された保険者の名称</p> <p>（傷病手当金）</p>	<p>第六条 第四条の経理単位は、次の各号に掲げる経理単位とし、各経理単位においては、当該各号に規定する取引を経理するものとする。</p> <p>一 短期経理 短期給付及びこれに準ずる給付並びに高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第三十六条第一項に規定する前期高齢者納付金等、同法第一百八条第一項の規定による後期高齢者支援助金及び後期高齢者関係事務費拠出金並びに同法第二百二十四条の五第一項の規定による出産育児関係事務費拠出金（以下「後期高齢者支援助金等」という。）、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十条第一項に規定する納付金並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第一百四十四号）第三十六条の十四第三項に規定する流行初期医療確保拠出金等並びに高齢者の医療の確保に関する法律第二百二十四条の四第一項に規定する出産育児交付金に関する取引（組合の資産、負債及び純資産の増減及び異動の原因となる一切の事実をいい、会計単位間及び経理単位間におけるものを含む。以下同じ。）</p> <p>〔二〇十三 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>（埋葬料及び家族埋葬料）</p> <p>第一百十二条 同上</p> <p>〔一〇六 同上〕</p> <p>七 介護保険法による給付を受けていた者が死亡したときは、同法の規定による被保険者証に記載された保険者番号、被保険者番号及び保険者の名称</p> <p>（傷病手当金）</p>

第百十三条 法第六十八条の規定により傷病手当金の支給を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した傷病手当金請求書にその事実を証明する書類を添えて、組合に提出しなければならない。

〔一〕五 略〕

六 介護保険法による給付を受けたときは、同法第二百一条の二第一項に規定する被保険者番号等及び同法に規定する被保険者証に記載された被保険者の名称

〔七〕十三 略〕

〔2 略〕

(厚生年金保険給付の請求等)

第百二十条 この節に規定するもののほか、厚生年金保険給付(組合(指定都市職員共済組合等にあっては、市町村連合会。以下この条、次条第一項、第百二十三条、第百二十五条第三号及び第百二十七条において同じ。)が支給するものに限る。以下この款において同じ。)又は厚生年金保険法附則第二十九条第一項の規定による脱退一時金(組合が支給するものに限る。)に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則(昭和二十九年厚生省令第三十七号)第三章第一節(第三十条第一項第七号及び第十一号口、第二項第四号の三及び第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第三号から第五号まで、第三十六条、第四十一条第五項及び第六項並びに第四十二条第一項第六号口及び第三項第四号を除く。)、第二節(第四十四条第一項第九号口及び第四項、第四十八条の二、第五十二条、第五十七条第五項並びに第五十八条第一項第六号口及び第三項第四号を除く。)、第三節(第六十条第一項第十四号口、第三項第十一号及び第五項、第六十条の二第一項第三号口、第六十九号、第七十二条第一項第三号口、第七十四条第五項並びに第七十五条第三項第四号を除く。)、及び第三節の二、(第三十条の二(第七十八条の十を除く。))並びに第三章の三(第七十八条の十八を除く。))に定めるところによるものとする。この場合において、これらの規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第三号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「組合(指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあっては、地方公務員等共済組合法第二十七条第四項の規定により市町村連合会の業務をこれらの組合に行わせることとした場合を除き、市町村連合会)」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第三十条第一項第十一号	イからニまで	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第四十四条第一	イからニまで	〔略〕	〔略〕

第百十三条 〔同上〕

〔一〕五 同上〕

六 介護保険法による給付を受けたときは、同法の規定による被保険者証に記載された被保険者番号、被保険者番号及び被保険者の名称

〔七〕十三 同上〕

〔2 同上〕

(厚生年金保険給付の請求等)

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	イからニまで	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	イからニまで	〔同上〕	〔同上〕

項第九号				
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第六十条第一項第十四号	イからニまで	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
第六十条の二第一項第三号	イからニまで	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

第二百二十五条 前章及びこの款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

〔一 略〕

二 国民年金法附則第九条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

〔三 略〕

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第三百三十二条 前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条第一項中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第三号中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第二号中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四各号」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同号ロ中「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同条第三項各号列記以外の部分中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、同項第四号中「法第七十九条第一項第三号」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項第三号」と読み替えるものとする。

〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	イからニまで	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	イからニまで	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

第二百二十五条 前章及びこの章第三節第一款の規定により次に掲げる書類を提出し又は請求書、申請書、申出書又は届書（以下この条及び次条において「請求書等」という。）に添えなければならない場合において、厚生年金保険法第百条の二第一項の規定による情報の提供を受けることにより組合が当該書類に係る事実を確認することができるときは、前章及びこの章第三節第一款の規定にかかわらず、当該書類を提出し又は請求書等に添えることを要しないものとする。

〔一 同上〕

二 国民年金法附則第七条第一項に規定する合算対象期間（国民年金等改正法附則第八条第五項及び国民年金法等の一部を改正する法律（平成元年法律第八十六号）附則第四条第一項の規定により合算対象期間に算入される期間を含む。）を明らかにすることができる書類

〔三 同上〕

（厚生年金保険法による三歳に満たない子を養育する被保険者等の標準報酬月額の特例に係る申出）

第三百三十二条 前条の規定は、厚生年金保険法第二十六条第一項の申出について準用する。この場合において、前条中「法第七十九条第一項」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「地方公務員等共済組合法施行規則第二条の六の四」とあるのは「厚生年金保険法第二十六条第一項」と、「組合員であつた当時の所屬機関」とあるのは「被保険者であつた者が使用されていた事業所」と読み替えるものとする。

別表第1号表
第1号表の1

短期経理
資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借		貸	
大項目	中項目	大項目	中項目
[略]	[略]	[略] 剰余金 (欠損金)	[略] 利益剰余金又は 欠損金 (△)
			[略] 当期介護利益金 又は当期介護損 失金 (△) 子ども・子育て 支援積立金又はは 子ども・子育て 支援繰越欠損金 (△) 当期子ども・子 育て支援利益金 又は当期子ども ・子育て支援損 失金 (△)

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借		貸	
大項目	中項目	大項目	中項目
大項目	中項目	大項目	中項目
[略]	[略]	経常収益	[略] 介護負担金
経常費用	[略]		[略]

別表第1号表
第1号表の1

短期経理
資産、負債及び純資産勘定科目（貸借対照表勘定科目）

借		貸	
大項目	中項目	大項目	中項目
[同左]	[同左]	[同左]	[同左]
			[同左] 当期介護利益金 又は当期介護損 失金 (△)

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借		貸	
大項目	中項目	大項目	中項目
大項目	中項目	大項目	中項目
経常費用	[同左]	経常収益	[同左] 介護負担金
	[同左]		[同左]

当期利益金	介護納付金 子ども・子育て 支援納付金 [略] 介護任意継続掛 金還付金 子ども・子育て 支援任意継続掛 金還付金 [略]	[略]	[略]	[略]
当期利益金	当期短期利益金 当期介護利益金 当期子ども・子 育て支援利益金	[略]	当期短期損失金 当期介護損失金 当期子ども・子 育て支援損失金	[略]
当期利益金	介護納付金 [同左] 介護任意継続掛 金還付金 [同左]	[同左]	[同左]	[同左]
当期利益金	当期短期利益金 当期介護利益金 当期子ども・子 育て支援利益金	[同左]	当期短期損失金 当期介護損失金	[同左]

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、令和八年四月一日から施行する。